## 公立学校共済組合静岡支部運営審議会議事録

1 日 時

令和7年6月23日(月)

(意見集約) 令和7年6月9日(月) から令和7年6月20日(金)

2 方 法

公立学校共済組合運営規則第 64 条第 6 項の規定による書面又は電磁的記録による委員の意思表示

3 審議会委員総数及び出席者数

委員総数 10名

出席者数(書面表決書提出者数) 8名

#### 4 報告事項

- (1) マイナ保険証への移行に伴う組合員証の新規交付廃止について
- (2) 法定給付の新設ついて
- (3) 育児休業手当金の延長要件の厳格化
- (4) 静岡銀行の送金・入金手数料の有料化と負担軽減の取組みについて
- (5) 在職老齢年金における支給停止調整額の改定について
- (6) 5大がん精密検査受診率把握に係るアンケートの結果の報告について
- 5 議 題

【議案】令和6年度 事業報告及び決算書(案)

### 6 議 事

- (1) 議案については、出席した委員の過半数の賛成(賛成8名・反対0名)をもって、原案どおり承認された。
- (2) 質疑及び意見(要旨)は別添のとおり。

一一	<b>意見(要言)</b>
質疑又は意見	事務局回答
【報告事項関係】 (マイナ保険証への移行に伴う組合員証の新規交付廃止について) マイナンバーカード所有者がマイナ保険証として登録している 割合は、1年前で約65%だったが、現在はどうか。	令和7年4月現在、約77.4%の方が登録されています。
マイナ保険証の登録率の低い年代に対して、どのように登録・活用を促していくのか。	現状、年代別登録率の情報は提供されていないため、登録率に基づく対応は行っておりません。一方で、年代別利用率の情報は提供されているため、この情報を活用して対応を検討したいと考えています。 年代別利用率は、20代以上は概ね30%台半ば、20歳未満は20%台にとどまっており、特に幼児・児童の年代の利用率が低い傾向があります。したがって、親世代に対して、利用するメリットを周知することで、当該年代の利用率の向上を図りたいと考えています。
マイナ保険証への切り替えは、今後必須となるのか。	現行の法令によれば、マイナンバーカードを保有するか否かは任意となっている ため、この状況が続く限りは、必須とはなりません。ただし、今後の法改正によって は、必須となる可能性もあります。(現状、このような法改正が行われる旨の情報は 得ておりません。)
マイナンバーカードをいまだに所有していない組合員は一定数いると考えられるが、今後どのように取り組んでいくのか。	当支部として組合員等に周知できることは、マイナンバーカードの機能のうち健康保険証に関する部分に限られますが、引き続き、ホームページ・広報誌・LINE 公式アカウントなど当支部が利用可能な広報媒体を用いて、マイナ保険証のメリットを周知してまいります。

質 疑 又 は 意 見	事務局回答
マイナ保険証として登録している方が、マイナンバーカードを紛失した場合、公立学校共済組合の組合員証としてはどのように対応するのか。資格確認書の発行だとすると、申請からどの程度の期間で発行されるか。	マイナンバーカードを紛失した場合は、お住まいの市区町村にてマイナンバーカードの再交付の手続き行っていただきます。再交付には時間を要することが想定されるため、資格確認書の交付申請(「資格確認書等再交付申請書」による。)をしていただくことで、当支部から資格確認書を交付します。資格確認書の交付は、標準処理期間が15日~30日となりますので、急を要する場合は、所属所で「組合員受給資格証明書」を発行することも可能です。また、マイナンバーカードの再交付に伴って個人番号が変更となる場合は、変更後のマイナンバーを届出(「組合員等個人番号報告書」による。)いただく必要があります。
	※ 令和6年12月6日付け公立静第297号の3「組合員証等の廃止及びマイナ保険 証への移行に係る取扱いについて(通知)」にて全所属所へ周知
マイナ保険証への移行については、令和7年12月1日までで組合員証の使用ができなくなることを現場においてもいま一度周知していきたい。	
(育児休業手当金の延長要件の厳格化) 手当金の申請なので、厳格化することは必要と考える。「様式及び必要書類の変更」はどのような変更となったか、また組合員や学校事務職員の負担はどうか。	現行の「育児休業手当金請求書(総務省令による支給期間延長)」の変更はありませんが、新たに「育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書」を定め、延長を希望する組合員全員に提出していただく必要が生じました。さらに、要件の厳格化に伴い、延長事由に係る事実確認のために添付いただく書類として、これまでの「入所保留通知書」以外に市区町村に提出した「保育所等への利用申込書の写し」などが追加されました。このように提出書類が増加した点を踏まえると、組合員や事務職員の負担は増えていると考えています。
	※ 令和7年3月17日付け公立静第498号「育児休業手当金の支給期間の延長に係る見直しについて(通知)」にて全所属所へ周知

事務局回答
メインバンクである静岡銀行県庁支店とは、今年度に入ってからも、継続的に手数料額の負担軽減に向けた協議と交渉を重ねています。 並行して、現在は静岡銀行以外の金融機関の条件面を確認しており、他の金融機関が静岡銀行よりも手数料額や事務処理方法において有利な条件を提示した場合には、その金融機関を活用する予定としております。
御意見のとおり、長期的な視点ではメインバンク変更に向けた検討が必要であると考えております。一方で、当支部では静岡銀行の預金口座を11 口座所有しており、メインバンク変更は当組合のみならず関係機関や組合員に大きな影響を与えるため、年度途中での口座変更は難しく、慎重に検討すべき課題であると捉えています。なお、1月あたりの振込件数は、保健給付が約1,600件、保健給付以外が約250件となります。
教職員互助組合の契約金融機関も参考にさせていただき、候補先の金融機関の一つとしておりますが、地方公務員等共済組合法に基づき設置されている組織であるという当組合の強みを活かして交渉をしており、手数料額や事務処理方法において有利な条件で契約可能な金融機関を選定することとしております。
御意見のとおり、早期に金融機関の選定が完了した場合は、令和7年10月を待たずに速やかに事務手続きを進めてまいります。 なお、新規口座を開設する場合は、地方公務員等共済組合法施行規程第39条に基づく当共済組合本部理事長の指定が必要であることから、支部での事務処理に加えて本部での手続きに時間を要する見込みであり、遅くとも10月までという目安を設定させていただきました。

#### 質疑又は意見

#### 事務局回答

### (5大がん精密検査受診率把握に係るアンケートの結果の報告について)

「がん検診を受けなった理由」として「受ける時間がない」「経済的負担になる」があがっていることは、がん予防に大きな障害であると考える。公立学校共済組合として、この理由への対応をどのように考えるか。

がん検診を職域健診で行うことで、早期発見・健康保持増進につながると考える。しかし、現在職域健診として行っている市町ばかりではなく、検診の種類にも差が生じていることへの対応をどう考えるか。

現在、がん検診を受ける際に、「職専免」となっている市町ばかりではないことに対し、どのように徹底していくか。

令和6年度第1回支部運営審議会の質疑における審査監の回答 として、「受診漏れがなくなる仕組みづくりを検討していきたい」 とあったが、現在はどのような仕組みが施されているか。

学校等設置者へアンケート結果の提供状況はどうか。

学校等設置者へアンケート結果について、情報共有を図った後の 取組は、何をどのように行っていこうと考えているか。 組合員が自己負担なく受けられるのが最善であり、一律職域での実施となるのが望ましいですが、市町によって事情が異なると思われますので、今後も県教育委員会と連携しながら職域での実施について市町教育委員会への働きかけを行ってまいります。

また、「職専免」の取扱いは市町の条例及び規則に基づくものであり、一律「職専免」の取扱いをお願いすることは難しいところではありますが、「職専免」の適用により受診時間が確保できる環境整備に繋がると考えることから、県教育委員会と協働し、健診を受診しやすい環境の整備についても依頼を継続してまいります。

なお、教育厚生課では毎年開催される市町教育長会議において、職域でのがん検診の実施及びがん検診に係る服務規定の検討をお願いしているところです。

LINEや所属所宛のメールを通じて、申込期限までに複数回申込みについて案内するなど注意喚起を行っています。

現在、県立学校の組合員は県の健康診断に関するシステム上で人間ドック等の申込みをしていますが、県立学校以外の組合員については同じシステムを使用することができず、共済組合のホームページから申込みを受付けており、申込み方法を統一することは難しい状況となっています。組合員への健康に対する意識付けが重要だと考えており、県教育委員会と共同で作成した「健康保持増進ロードマップ」を令和6年度から広報に活用しております。今後も定期的な広報により組合員に受診機会を認知していただき、申込漏れのないよう意識付けを図りたいと考えます。

令和7年5月28日付で市町教育委員会にアンケート結果の概要を通知し、職域に おけるがん検診の実施及び健診を受診しやすい環境整備について依頼したところで す。今後も県教育委員会と連携して定期的に働きかけを行ってまいります。

## 質疑又は意見

## 事務局回答

## (在職老齢年金における支給停止調整額の改定について)

今回の改定により、支給停止される額が減額となることはありが たい。現時点で、支給停止される人数は、校種別にどの程度の人数 と考えられるか。 校種別の支給停止該当者の人数等については、次のとおりです。

	校	種		年金受給者数	支給停止該当	当者数	比 率
小	7	学	校	71	33	(4)	46.59
中	<u>.</u>	学	校	59	36	(11)	61.0%
高	等	学	校	49	39	(17)	79.6%
特	別 支	援 学	校	7	5	(3)	71.49
こ	ど	も	遠	19	2	(2)	10.59
大	学	· 短	大	11	9	(8)	81.89
そ	の他教	教育 機	関	1	0	0	0.09
全			体	217	124	(45)	57.19
11							

※()の数字は支給停止額が月額で1万円以上となる者の人数

## (参考)

支給停止該当者総数に対する 校種別支給停止該当者の割合 26.6% 29.0% 31.5% 4.0% 1.6% 7.3% 0.0%

# 【議案関係】

組合員数について、臨時的任用職員や会計年度任用職員などの短期組合員が増加していることは、現場の任用数が増えているので頷けるが、周知が進んでいるともいえると考える。誰もが安心して働けるための制度なのでよいと思う。

事務局回答		
令和7年6月15日現在の登録率は39.4%と令和5年度末の29.6%から比べると10%増加しています。また、令和6年度の利用率は最も高い月で80.5%、平均で45.9%となっています。公立学校共済組合で同プランを実施している他の6支部と比較しても、当支部が最も高く、利用率も2番目となっています。この大幅な増加は、令和6年度に新たな取組みとして組合員全員に支部独自の「ご利用ガイドブック」を配付したこと、及び支部独自のキャンペーンを実施したことによる効果と捉えております。ガイドブックについては内容を適宜見直しつつ配布を継続し、今後も組合員のニーズに沿ったキャンペーンの実施、効果的な広報により更なる向上に努めてまいります。		
ベネフィット・ステーション事業の開始にあたっては、組合員のアンケート結果 (ベネフィット・ステーション事業の実施に賛成:54.3%、反対:5.5%、わからない40.2%)も踏まえ、「組合員が年齢、性別などにとらわれずに健康、生きがい、趣味などが幅広く選択できる事業」として、保健事業検討委員会の提言を受け、以下の4事業を廃止して導入した経緯があります。 ・教職員元気回復事業 ・結婚祝品事業 ・出産保育用品事業 ・介護講座事業		
先の回答のとおり、登録率及び利用率は上昇傾向を維持しており、令和5年度に 実施した組合員へのアンケート結果をキャンペーンの内容に反映させるなど、組合 員のニーズに沿った事業となるよう継続的な取組みを実施しているところです。開 始から間もない事業であり、現在活用していただいている組合員の利益を損なう恐 れもあることから、当面は登録・利用の動向を注視しつつ、事業を継続してまいり たいと考えております。 しかしながら、組合員からの要望や動向を踏まえて必要があると判断した際には、 事業の在り方について検討を行いたいと考えます。		